

○ ご相談の流れ

まずは窓口にお電話ください

03-3581-2223

受付時間：9：30～16：00（土、日、祝、休日を除く）

受付後、弁護士が折り返し連絡いたします

初回相談は無料です

【発行】 東京弁護士会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目1番3号 弁護士会館6階

東京弁護士会 マンション管理 相談窓口のご案内

東京弁護士会マンション管理相談窓口では、マンションの管理に関するご相談をお受けし、マンション管理組合に対して「第三者管理者」の紹介等を行っています。



○マンション管理相談窓口とは

東京弁護士会マンション管理相談窓口は、複雑化するマンション管理に関する相談をお受けし、ご要望に応じて、当該マンションへの「第三者管理者」、「理事・監事」、「外部アドバイザー」、「管理組合口座通帳管理者」の紹介を行っております。

※「第三者管理者」とは、区分所有者でない外部専門家を管理者（理事長）にすることを言います。

○業務内容

マンション管理に関する個別相談とマンション管理者等のご紹介の2つを主な業務としております。

マンション管理に関する個別相談

マンション管理に関し、発生した問題について個別にご相談に応じます。

- ・管理費滞納者に対する督促
- ・共用部分を損壊するような区分所有者に対する警告、損害賠償請求
- ・管理組合の総会の運営指導
- ・騒音問題、悪臭問題を発生させている区分所有者に対する指導、警告等

マンション管理者等のご紹介

当該マンションの、管理者等のご紹介を致します。

- ・「第三者管理者」
- ・「理事・監事」
- ・「外部アドバイザー」
- ・「管理組合口座通帳管理者」

※マンション管理に精通した**弁護士**が対応致します

本窓口では、マンション管理士の資格を持った弁護士が対応にあたります。

マンション管理に精通した弁護士が対応することで、適正な管理が行なえ、また法的手続きが必要な場合もスムーズに対応できます。

○マンション管理者等のご紹介について

高齢化により理事の担い手が不足している、空き室が増え機能不全に陥っている等区分所有者のみによる管理に困難があるマンションについて、マンション管理者等の紹介を行っています。紹介する管理者等については、当該マンションの状況、ご要望に応じて、以下の4つのオプションをご用意しております。

第三者管理者

【業務内容】

当該マンションについての「第三者管理者」となり、マンション管理の監督、執行業務全般を支援

理事・監事

【業務内容】

当該マンションについての「理事・監事」となり、区分所有者の理事・監事と共にマンション管理の監督、執行業務全般を支援

外部アドバイザー

【業務内容】

マンション管理についての助言・紛争対応
要望に応じて総会及び理事会への出席

管理組合口座通帳管理者

【業務内容】

通帳保管及び記帳業務

※管理者の公正及び透明性の確保の方法について

- ・管理者が、現金を自由に引き出せないよう管理者と預金保管者を分離します。
- ・管理者等の任期は、原則3年とし、任期満了後は、別の管理者と交代することで、手続きの公正及び透明性の確保に努めます。